

自動車局関係
平成25年度税制改正要望の概要

平成24年9月

国土交通省自動車局

平成25年度税制改正要望 自動車局主要事項

I. 持続可能で活力ある国土・地域づくり 関連税制

◇車体課税の簡素化、負担の軽減、グリーン化等（自動車重量税、自動車取得税、自動車税等）

自動車取得税及び自動車重量税については、平成24年度税制改正大綱や「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」、これに係る三党合意等に沿って、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化等の観点から、廃止、抜本的な見直しを行う。

自動車税等については、環境損傷負担金的性格に特化することなく、上記観点に加え、環境、安全等の見地からメリハリをつける等、抜本的な見直しを行う。

II. 暮らしの安全・安心の確保 関連税制

◇先進安全自動車（ASV）に係る特例措置の拡充（自動車重量税、自動車取得税）

ASV装置を搭載した車両総重量5トンを超える立席なしのバス（新車）に係る初回分の自動車重量税を50%軽減及び自動車取得税を軽減（取得価額から350万円控除）する。

III. その他要望事項

◇低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置（最初の3年間2/3）について、2年間延長する。

◇独立行政法人の制度及び組織の見直し（自動車検査・登録業務の一体化）に伴う税制上の所要の措置（登録免許税、不動産取得税、自動車取得税等）

運輸支局の検査・登録業務、自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所の業務並びに独立行政法人自動車事故対策機構の業務のうち自動車アセスメント業務を一体的に担う新法人の円滑な設立や安定的な業務運営を図るため、新法人の設立の際に新法人が国等から承継する権利の登記等に係る移行のための非課税措置を講ずる。

その他、新法人の業務に関して必要となる税制上の措置を講ずる。

I. 持続可能で活力ある国土・地域づくり 関連税制

車体課税の簡素化、負担の軽減、グリーン化等（自動車重量税、自動車取得税、自動車税等）

自動車取得税及び自動車重量税については、平成24年度税制改正大綱や「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」、これに係る三党合意等に沿って、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化等の観点から、廃止、抜本的な見直しを行う。

自動車税等については、環境損傷負担金的性格に特化することなく、上記観点に加え、環境、安全等の観点からメリハリをつける等、抜本的な見直しを行う。

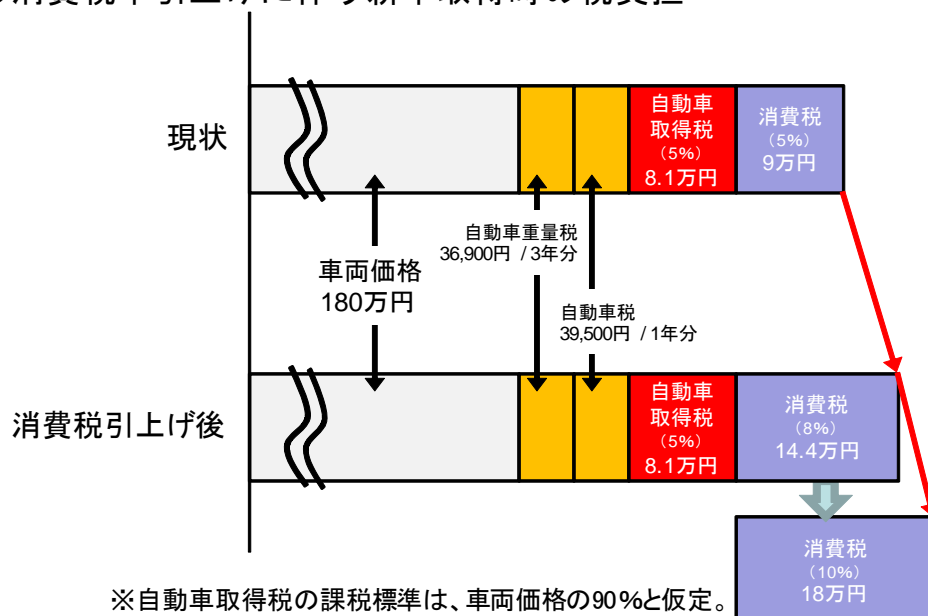
○車体課税の概要

車体課税	税目
取得段階	消費税（5%）
	自動車取得税〔道府県税〕 （自家用乗用車：取得価額の3%→〔当分の間税率による上乘せ〕5%）
保有段階	自動車重量税〔国税〕 （うち約4割を地方に譲与） 自動車の車両重量等に応じて課税 （車両重量1.5t未満の自家用自動車：¥7,500/年→〔当分の間税率による上乘せ〕¥12,300/年）
	自動車税〔道府県税〕 自動車の排気量等に応じて課税 （2,000ccの自家用乗用車：¥39,500/年）
	軽自動車税〔市町村税〕 自動車の種別等に応じて課税 （自家用乗用の軽自動車（4輪）：¥7,200/年）

◆トヨタ カローラの場合（初年度） （車両価格180万円、車両重量1.5t、排気量1,800cc）	自動車重量税	自動車税	自動車取得税	消費税
	36,900円/3年	39,500円/1年	81,000円	90,000円

注）エコカー減税対象外車両の場合

○消費税率引上げに伴う新車取得時の税負担



平成24年度税制改正における重点要望等について（抜粋）

（平成23年11月28日民主党税制調査会）

2. 重点要望事項

○車体課税

自動車取得税・自動車重量税については廃止、抜本的な見直しを強く求める。

超円高・国際的な金融危機の下、産業空洞化を防ぎ、雇用を守る点で成長戦略にも資することを勧案すれば、早急を実施すべきである。

車体課税については、①道路特定財源がすでに廃止されている②地方ほど保有台数が多く家計の負担が大きい③地球温暖化など環境対策の必要性が高まっている④自動車取得税については消費税と二重の課税となっていることなどから、23年度税制改正大綱においても、簡素化、負担の軽減、グリーン化が求められている。

なお、見直しの際には地方財政へのしっかりとした配慮を行うとともに、これまで手当されてきた環境関連施策にも留意すべきである。

平成24年度税制改正大綱（抜粋）

（平成23年12月10日閣議決定）

第3章 平成24年度税制改正

8. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

（4）自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行います。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律（抜粋）（平成24年法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

カ※ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化（環境への負担の低減に資するための施策をいう。）の観点から、見直しを行う。

※法案提出時は「ワ」

税関係協議結果（抜粋）（平成24年6月15日三党合意）

政府提出の税制抜本改革2法案については、以下のとおり修正・合意した上で、今国会中の成立を図ることとする。

○第7条（消費税率引上げに当たっての検討課題等）について

・自動車取得税及び自動車重量税については、第7条第1号ワの規定に沿って抜本の見直しを行うこととし、消費税率（国・地方）の8%への引上げ時までに結論を得る。

Ⅱ. 暮らしの安全・安心の確保 関連税制

先進安全自動車（ASV）に係る特例措置の拡充（自動車重量税、自動車取得税）

交通事故の削減を図るためには、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置を搭載した自動車の普及は重要である。このため、平成24年度において、衝突被害軽減ブレーキを搭載した大型貨物車に対する自動車重量税及び自動車取得税の特例措置が創設された。

平成24年4月に発生した関越自動車道での高速バス事故を受けて、安全性向上の観点から、ASV装置を搭載したバスの普及は重要な課題となっている。

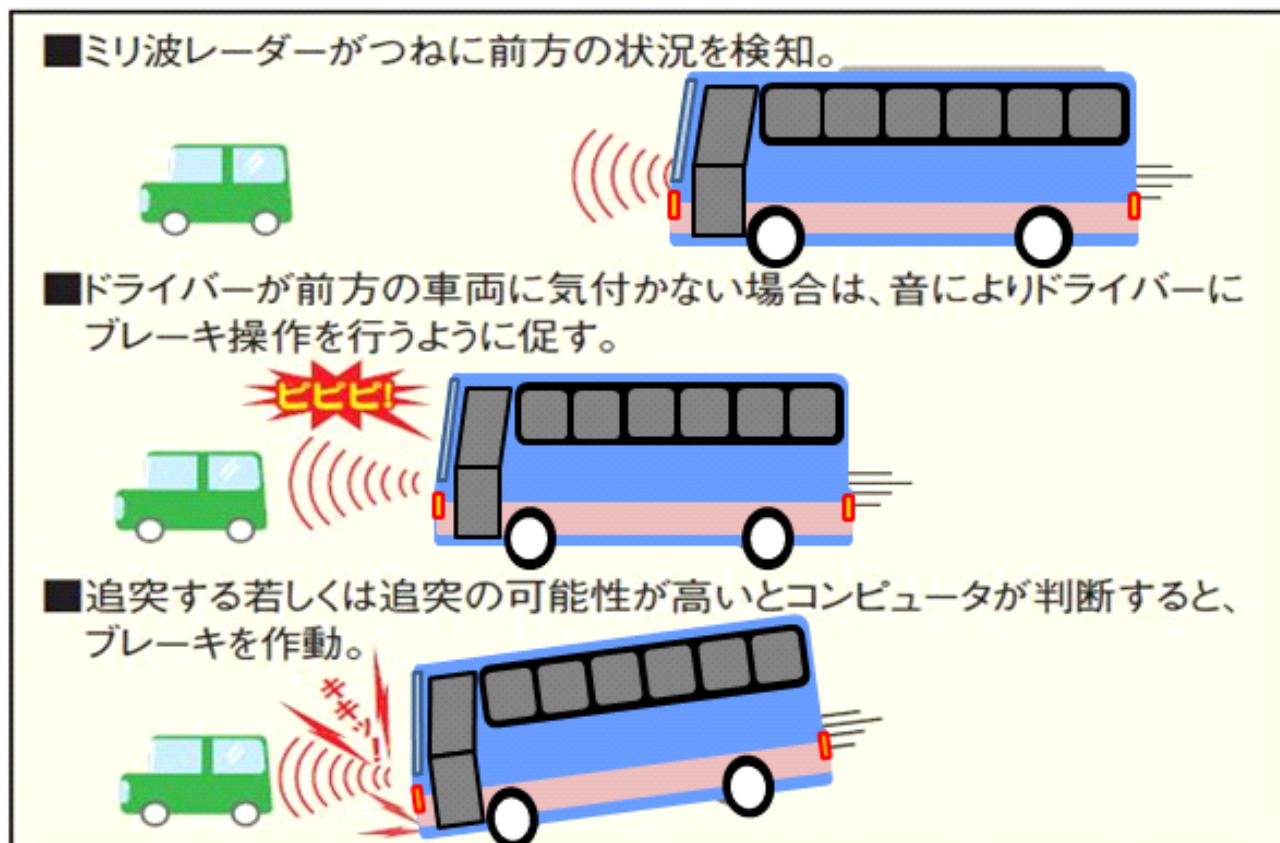
このため、更なる交通事故削減のため、現在講じられている特例措置を拡充し、より安全性の高いバスの普及を図る必要がある。

○目標：平成32年までに、車両安全対策により交通事故死者数を1,000人削減

○要望内容：ASV装置を搭載した大型貨物車に対する特例措置を拡充し、特例対象に車両総重量5トンを超える立席なしのバス（新車）を追加する。

国税	自動車重量税	新車新規登録の場合の自動車重量税を50%軽減
地方税	自動車取得税	取得価額から350万円を控除

○ASV装置の例：衝突被害軽減ブレーキ



IV. その他要望事項

低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置について、2年間延長する。

■ 特例措置の内容

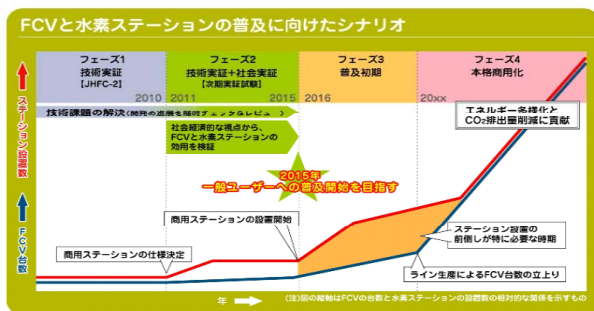
- 燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料供給設備について、固定資産税の標準を、最初の3年間に限り2/3に軽減
- 対象設備
 - ・水素充填設備：2,000万円以上
 - ・天然ガス充填設備：2,000万円以上

■ 政策の背景

- 2020年に温室効果ガスを1990年比25%削減することを目標としている。
 （「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定））
- 乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大50%、2030年までに最大70%とすることを旨す。
 （「エネルギー基本計画」（平成22年6月閣議決定））
- 燃料電池自動車に燃料を供給するための水素供給設備の先行整備等の社会基盤整備を行う。また、燃料電池自動車の市場投入に向けて、4大都市圏を中心に100箇所の水素供給設備を先行整備。
 （「日本再生戦略」平成24年7月閣議決定）

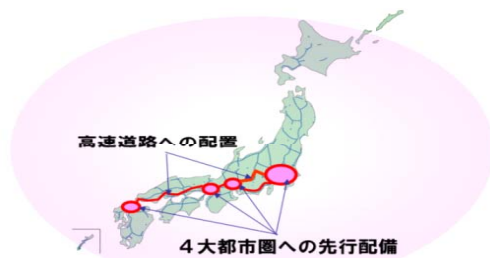
※次世代自動車：ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG車等

○燃料電池自動車と水素ステーションの普及に向けたシナリオ



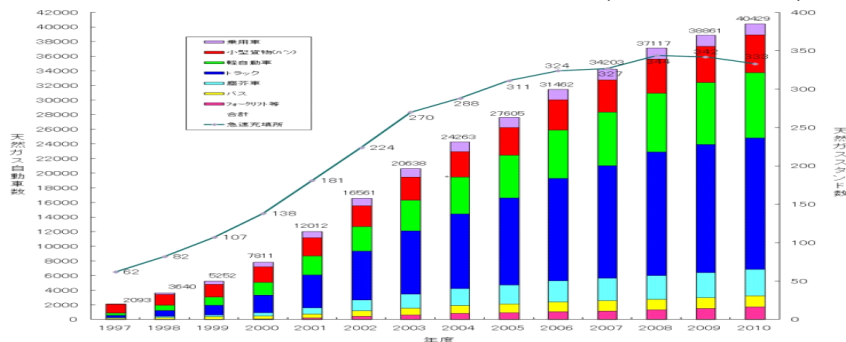
参考資料: JFHC(水素・燃料電池プロジェクト)

○水素供給インフラの先行整備のイメージ図



※ 導入以降、全国的なFCV導入拡大と水素供給インフラの整備に取組む
 参考資料: 燃料電池自動車の国内市場導入と水素供給インフラ整備に関する共同声明(平成23年1月)

○天然ガス自動車と天然ガススタンドの普及推移 (平成23年3月末)



独立行政法人の制度及び組織の見直し（自動車検査・登録業務の一体化）に伴う税制上の所要の措置（登録免許税、不動産取得税、自動車取得税等）

運輸支局の検査・登録業務、自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所の業務並びに独立行政法人自動車事故対策機構の業務のうち自動車アセスメント業務を一体的に担う新法人の円滑な設立や安定的な業務運営を図るため、新法人設立の際に新法人が国等から承継する権利の登記等に係る移行のための非課税措置を講ずる。

その他、新法人の業務等に関して必要となる税制上の措置を講ずる。

